

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年4月28日（火） 14:10～15:40

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (26名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 小野寺満 高橋浩
千葉康弘 瀨川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也
高橋政一 加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文
渡辺忠 及川善男

【欠席議員】 (0名)

【出席者】 小沢市長、及川副議長、新田副市長、千葉総務企画部長
佐賀福祉部長、高橋福祉課長、千田福祉課課長補佐、佐藤健康こども部長
昆野こども家庭課長、千葉こども家庭課課長補佐、千田財務部長、
菊地商工観光部長、二階堂政策企画課長
瀨川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

~~~~~  
【次 第】

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 協 議

(1) 説明事項

特別定額給付金（10万円）事業及び経済支援の実施について

- 4 そ の 他
  - 5 閉 会
- ~~~~~

【概 要】

1 開会（略）

2 挨拶

（小野寺議長） ご苦労様でございます。本会議に引き続いての全員協議会でございます。本会議でも一部話題になりましたが、コロナの対策の、今度は経済支援の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いします。それでは市長からごあいさつをお願いします。

（小沢市長） 先ほどは本会議にて提出議案のご同意を賜りましたことに心から感謝申し上げます。本会議場でいただきましたご意見については真摯に受けとめ、ご意見の通り達成できるよう最大限の努力をして参りたいと改めて感じたところでございます。まずはありがとうございました。

さて、会議でも話題になったところでございますが、特に本日は、特別定額給付金10万円の事業及び経済支援策の内容、検討している状況或いはすでに実施している内容等についてご報告を申し上げ、これがすべてということではございません。まだまだ不足するところがございますので、議員各位から様々な情報をご提供いただく、或いはこういうふうな考え方はいかがかというようなご提案なども頂戴できればというふうに思っております。

引き続きしっかりと対応して参りたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

### 3 協議

#### (1) 説明事項

(小野寺議長) それでは早速協議に入ります。(1)の説明事項、特別定額給付金(10万円)事業及び経済支援の実施について、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 説明に入る前に、コロナ対策の実施本部として、体制をちょっと変えて、今このいろいろな対応策を考えているところでございます。この資料の2ページをご覧くださいと思います。

資料2ページの7番の実施体制というところの参考のところ見ていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策本部というものが事務局として健康こども部が所管してございますが、この本部の下に生活支援部会と経営支援部会、この二つの部会を置いて、経済とか生活支援対策を進めて参りたいと考えているところでございます。

内容としましては、生活支援部会につきましては、今回出てきました特別定額給付金の部分又はその他生計維持や生活立て直しのための施策に関することということで、今後見込まれるであろうそういった対策を講じていく部会ということになります。もう一つが経営支援部会ということで、雇用維持や融資、利子補給など経営支援や宿泊、飲食などサービス業への支援、あと農林業も含めたその他の経営支援を経営支援部会で担っていきたいということで、それぞれ生活支援部会につきましては福祉部、市民環境部、協働まちづくり部の三部で、総括として福祉部が当たっていただくと。また、経営支援部会につきましては、総務企画部、商工観光部、農林部というところで、総括として総務企画部に当たっていただくということで、部会を設置して、今進めているところでございます。

この部会は作っていますが、この部に限らず全職員挙げて協力体制をとっていきたいというものでございます。実施体制っていうか、本部の組織について、これで今後進めているというところでございますので、前段で説明させていただきました。あと具体的な今回の実施については、それぞれ担当の方から説明いたさせたいと思います。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) それでは私の方からは資料に沿いまして、特定、特別定額給付金の事業の内容等につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

それでは資料1ページ、1事業の目的でございます。この部分につきましては、国から示されましたガイドラインのまずは抜粋を掲載した形でございます。

4月20日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、緊急事態宣言の下、人々が連携して、一致団結し、見えざる的との戦いという国難を克服しなければならぬと示されました。これを受けまして、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うという部分で今回の事業の目的とされているものでございます。

次に2の事業の実施主体と経費負担でございます。こちらは実施主体につきましては、各市区町村ということになってございまして、実施に要する経費につきましては国の10分の10という補填状況、内容でございます。経費につきましては、実際の給付金のほか、事務費を含めた内容で10分の10補填という内容でございます。

次に、3の給付対象者及び受給権者でございます。給付対象者につきましては、基準日、今回は昨日の4月27日という形になりますが、基準日において住民基本台帳に記載されている方ということになります。これには外国人登録の方で、住基に掲載されている方も今回はその対象ということになりますので、短期滞在者のような方につきましては、今回は対象外という内容でございます。また、受給権者につきましては、今回は世帯主ということになってございます。現時点で国から示されている部分として、例外として配偶者からDV被害を受けている方などについては、一定の特例措置が認められると示されてございますが、受給権者は今回、世帯主ということになってございます。

次に、4の給付額でございます。これはもう皆さんご承知の通りでございます。給付対象者1人につき10万円ということになります。

次に5、給付金の申請と給付方法についてでございます。まず、申請についてですが、1ページ下の(1)、(2)でお示しの通り、郵送の申請方式とマイナンバーカードを所持している方が利用できるものとしてオンライン申請方式の2方式が基本となります。このうち、まず郵便の申請方式の流れですが、まず、市から受給権者、世帯主宛に申請書が郵送をされると。その郵送された申請書につきましては、世帯等の情報、印字されたものが送付されますので、申請書に対しては振込先口座等の記載のみで、それに通帳の写し或いは本人確認としての免許証の写し等を申請の際に同封いたします返信用の封筒に入れて市に郵送していただくという、申請についてはそういう流れになります。また、オンライン申請方式につきましては、受給権者は世帯主の方ですけれども、マイナポータル上の給付金の申請画面から、世帯主や世帯の情報、口座情報を入力しまして、口座情報の確認書類をアップロードして電子申請を行うという流れになります。こちらの方は電子署名ということで本人確認を行うことから、郵便での申請の際にはそれら確認の書類が必要なんですけれども、こちらは必要ないという取扱いになります。申請等につきましては、原則2方式の申請でございますけれども、やむを得ない場合につきましては、窓口の申請を受けるという内容で対応するというガイドラインが示されているという状況でございます。

それでは次のページ、6、受付及び給付開始についてになります。受付開始、給付開始の日程につきましては、各市町村で設定をすることとされてございまして、ただ、可能な限り迅速に支給開始まで実施するようという形での要請がきているところでございます。現時点の当市のスケジュールでございますけれども、6の下のところの囲みで示してございまして、郵便方式での対応の部分といたしましては、申請書の発送、受付開始、これは同日という捉え方をしてございまして、これを、5月中旬をめぐり考えてございまして、市としましては、先ほど臨時会のお願いを5月11日の予定という形でお話させていただいてございまして、そのような状況で、5月11日に仮に補正予算等のご議決等がいただければ、発送等については、最短で5月12日の発送をめぐりに進めたいというふうに考えてございまして、市の方から世帯主の方に最初に発送する申請書を、早ければ5月12日に発送したいということで進めていきたいと考えているところでございます。

次にオンライン申請の部分につきましては、こちらは受付開始を5月1日ということで、これは国の補正予算成立が4月30日の予定でございますので、その翌日ということでこちらの方総務省の方に届け出をいたしまして、昨日、受領をされたということで、5月1日の設定ということで進めて参りたいと考えてございまして、また、給付開始、振込み等につきましては、国の補助金の入金状況にもよりますけれども、基本的には5月中旬を目途に進めたいと考えてございまして。

給付日などのお知らせ等につきましては、申請を受理いたしまして、審査を経て、市から最終的に決定通知という形で再度世帯主さんの方に郵送されるものがあるわけですが、その中に振込予定日等をお知らせしながら進めて参りたいというふうに考えてございまして、ですので、先ほどの最短で5月12日発送という状況でいきますと、その翌週の火曜日に最初の振込みができるかなというような状況で今、進めている状況でございます。

次の7の実施体制につきましては、先に説明がありましたのでここは省略をさせていただきます。

次に8の予算についてでございます。今回補正予算が必要な項目といたしましては大きく二つございまして、一つは事務費、一つは事業費という形になります。

まず事務費でございますけれども、今回、給付金に関係したシステム改修、郵送代、手数料、消耗品等の内容で現在、本当の概算で5,000万円ほどという予定をしております。この事務費につきましては、今週にも着手の必要があるという部分がございますので、処理上は専決での対応をお願いしたいということで今考えているところでございます。

また、本体の事業費につきましては、総額115億円程度の補正を予定してございまして、



も、こちらの方は臨時会、先ほど5月11日の予定ということで今、調整をいただいている部分でございますけども、そちらでの上程を考えているものでございます。臨時会をお願いしての補正につきましては、2ページ下の方に追加の部分で若干載せてございますのでそちらも説明をさせていただきたいと思っております。

今回、生活困窮者自立支援事業の中の住居確保給付金についても、5月11日予定の議会で補正計上をしたいということで今、調整を進めてございます。この住居確保給付金につきましては、すでに制度としてはあるものでございますが、今回のコロナ関連の国からのガイドラインで4月20日に細則が改正されまして、支給対象が拡大ということで、当初は6月補正等で対応を考えていたところでございますけども、今週に入りましてから、くらし安心応援室への相談件数が急が増えてきている状況があるという現場の声もありまして、この後、5月、6月の間の短期間に申請等が集中することも想定されることから、できるだけ早い予算措置が必要と考えまして、臨時会での補正をお願いしたいと考えているものでございます。一応補正要求額の予定につきましては118万円ほど予定してございまして、補正後のこの給付金の事業費総額につきましては160万円程度を予定して、今進めているところでございます。

最後3ページになりますけれども、主なスケジュールでございます。確定できていない部分もございまして具体的な日付等が入っていない部分がございますけども、ご了承いただければと思います。

まず、5月1日につきましては、先ほど説明した通りオンライン申請についての受付を開始ということで今進めてございまして、同じ5月1日につきましては、本庁舎内の2階の会議室に生活支援部会としての室を貸切状態で設置をいたしまして、事務をそれ以降進めていきたいというふうに考えてございます。その中に電話回線等の事務に必要な内容についても、順次準備をして進めて参りたいというふうに考えてございます。5月の中旬、システム改修で、先ほどの日程でいきますと最短で5月12日に郵送で申請書の発送を行いたいというふうに考えてございます。最後8月中旬受付期限という形になってございまして、こちらについては今回、郵送申請書方式の申請開始から3か月以内くらいが期限というふうにされてございますので、5月中旬に発送する部分でいきますと8月中旬には期限が来るという形での取り進めになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

システム改修という形で5月上旬になりますけれども、これは住基の取扱業者等も含めまして、農業管理センターの方にお願いをすることになります。これにつきましては、今週、あと連休に入ってから何日か出てきていただいていた対応という形になろうかと思っておりますけども、いずれ連休明けには打出しできる形でのシステム改修を終えていただくということで、今進めさせていただいております。

それとあと先ほどからちょっと触れました通り、5月11日に臨時会を予定させていただいているということでございますので、よろしくお願いをいたします。

(小野寺議長) 昆野こども家庭課長。

(昆野こども家庭課長) 健康こども部こども家庭課の昆野です。

資料4ページになりますけれども、参考としましたが、子育て世帯への臨時特別給付金についてご説明いたします。こちらの案件につきましても、5月11日を予定しております臨時会で予算化を図るものとして説明をさせていただきます。

今お話がありました特別定額給付金事業に併せ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組みの一つとして、児童手当を支給する世帯に対し、臨時特別給付金(一時金)を支給するものです。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の概要ですが、実施主体につきましては市町村となります。実施に要する経費につきましては、国の10分の10補助となります。支給対象及び対象児童につきましては、令和2年4月、3月分を含んだ児童手当受給者です。基準日につきましては、令和2年3月31日までに生まれた児童が対象となります。給付額につきましては、対象児童1人につき1万円。

支給の方法につきましては、原則として改めでの申請は要しないものとします。給付金の案

内チラシ、希望しない場合の申出書を支給対象者に送付し、支給を希望しない場合のみ、申出書を返送してもらうこととなります。希望しないという申し出ない方につきましては、現在、振込みをしている児童手当の口座の方に振込みをいたします。なお、公務員につきましては、所属庁が支給対象者であることを証明した上で申請書を配布し、本人が居住市町村に申請する方法となります。

支給開始時期につきましては、次の児童手当の支給が6月であることを踏まえまして、定例支払い後の7月の支払いとしたいと思います。公務員につきましては申請が必要となることから、7月以降随時支払う方法となります。

実施体制につきましては、臨時特別給付金も市民生活を支える施策ではありますが、児童手当に上乗せして支給するという観点から、所管を健康こども部とします。

予算につきましては、こちら事業費と事務費となります。事業費につきましては、歳入として子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1億3,222万円。歳出も同額で、給付金給付事業として1億3,222万円。歳出の内訳としましては、1万円掛ける対象児童数ということで、1万3,222人を想定しております。事務費につきましては、今回の給付に関してシステム改修等の経費として、歳入歳出とも405万1,000円を計上予定です。以上です。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) それでは、私からは経営支援部会として、新型コロナウイルス感染症に係る経済支援について説明をいたします。

説明に入る前に、経済支援ということで、事業者の皆さん方がどういったニーズがあるのかということで、新聞等でも皆さんお分りの通り、4月22日には奥州商工会議所、同じく22日前沢商工会、24日は岩手県社交飲食業生活衛生同業組合、同日、奥州旅館業組合、奥州観光物産協会と各種関係団体からいろいろな要望をお聞きしながら、情報交換をしながら、先週の金曜日までそういった取組みをしながら、この経済支援についてまとめてきたところでございます。

それでは資料をご覧くださいと思います。1、事業の目的。緊急経済対策を行い、新型コロナウイルス感染症の影響で経営に苦しんでいる地元事業者を支援する。すでに、国や県、各種団体が新型コロナウイルス感染症に関して多くの施策を打ち出していることに鑑み、市はこれらの制度を生かしながら、それを補完する施策を講じる。また、国県市等の施策を有効に活用いただくため、制度活用に資する相談体制を併せて整備する。なお、当座の施策も重要であるが、事態が長期化する恐れもあることから、第二弾、第三弾も視野に入れなければならない。それを踏まえて、第一弾は現在、真に支援を必要とする中小の事業者に的を絞った施策を推進する。以下、課長から説明いたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 政策企画課の二階堂でございます。どうぞよろしく申し上げます。

資料に基づきまして、2番の市の経営支援制度でございます。

1番目でございます。中小企業融資の無利子化ということでございます。最大3年間の利子及び保証料の全額補給ということでございます。これは、申請から早ければ4、5日で融資実行可能ということで、本日から実施が可能ということになっております。米印にございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業等が奥州市中小企業融資あっせん制度による新規融資を受けた際に、利子補給率を引き上げ、実質無利子で融資を行うと。それから信用保証料についても補助を行うということでございます。

2番目でございます。地域企業経営継続支援事業費補助、家賃補助でございます。(1)でございます。売上げが50%減少した事業者を対象として市が家賃の半額を補助すると。上限は月10万円の3か月ということで、これは県の補助制度に乗ったことを想定しております。(2)でございますが、売上げが20%から50%減少した事業者を対象として市が家賃の半額を補助すると。上限は5万円の3か月ということで、これは市の単独事業として考えております。

3番についてです。書類作成委託料の助成ということでございます。事業者の制度利用に係る申請を支援するため、社労士、行政書士等に書類作成等を委託する費用を助成とあります。括

弧して、実態を精査して具体化を検討とありますのは、現状、社労士、行政書士等の皆さんがかなり忙しいという実態もあるというふうに伺っております。現実的にこれが効果を発揮するかどうかを検証した上で制度化をするというものでございます。

それから4番目でございます。緊急経営支援相談員の配置ということで、商工業者向け新型コロナウイルス相談窓口の体制を強化したいということでございます。商工観光部にて相談体制を強化すると、緊急経営支援相談員を配置するというところでございます。

それから5番目、新規事業進出支援補助でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で事業改革、事業改革は広くあると思いますけれども、例えば今新型コロナウイルスの関係でネット販売に進出をしたい、或いは移動販売に取り組みたいなどいろんなニーズがあると思います。そういった方に対する関係経費の2分の1補助ということで、限度額50万円というふうにしております。

6番目が市税の徴収猶予でございます。事業収入や給与に相当な減少があった納税者又は特別徴収義務者の納期限を1年延長する。固定資産税、法人市民税等でございます。

7番が水道料金等の支払い猶予。収入減少等により、支払いが困難な方の支払金を9月末まで延長する。

それから8番でございます。番外編というような格好になるかもしれませんが、飲食店応援活動の推進。奥州商工会議所で様々な飲食店応援活動を展開されております。市庁舎に販売ブースを設置し、職員等による購買促進活動を推進ということで、早ければ今週中には始めたいというふうなことで練っておったんですが、若干販売に関する資格者の定義の確認等がありましてちょっと今、足踏みしておりますけれども、いずれこれも進めたいというふうに思っております。

それから最後、3番、予算、スケジュールでございます。4月28日、本日から中小企業融資の無利子化を開始ということでございます。それから、その他の事業詳細及び予算については、ゴールデンウィーク明けをめどに精査とありますが、これは先ほど来お話ししております通り、補正予算が必要な案件については、5月11日に臨時会が開かれるとすれば、そこにかけていきたいというものでございます。それから、国や県の施策が日々更新されている状況でございます。市においても上記に捉われず、柔軟に対処する方針ということでございます。

いずれご案内の通り、毎日、国県からやっぱりこういう制度にしよう、或いはこういう制度が国で認められるというふうな情報が出てきておりますので、そういう情報を敏にキャッチしながら進めて参りたいということでございます。

以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。4点お伺いいたします。経営支援の制度に関する部分なんですけれども、全部。

まず、中小企業融資の無利子化の部分ですが、こちら本日からということですが、すでに借入を起こしている企業に対して、この部分対象になるのかどうか確認させてください。

それから家賃補助の部分に関して、市独自で売上減少20%以上というこの範囲の拡大っていうところは、非常に素晴らしいなと思っているんですけども。一方で、奥州市には古い会社が多くて、すでに自社物件としているところがあるんですけども、この話は社交飲食業の方が要望を持ちになった際も同様な話が出たかと思うんですが、こちら家賃が発生しない事業者に対してはどういった補助考えてらっしゃるのかということと、それから、市税徴収猶予の、例えば1年延長という話でしたけども、この状態が果たして本当に1年後に終息しているのかっていうのは怪しい部分ですので、さらなる延長若しくはさらに細かい分割納付ということを考えていらっしゃるのかということをお聞きします。

最後、もう一つは新規事業進出支援補助というところで、こちら、主にエール飯の話もありましたけども、テイクアウト、それから移動販売に力を入れている飲食店がありますが、例えば江刺のタクシーでは水岩タクシーさんですか、タクシー事業者さんの方でデリバリーの方を



始めているところがありますが、そういったところも対象になるのかどうか確認させてください。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 私の方から、担当分について説明させていただきます。まず中小企業融資無利子化ですけども、すでに借入れを行っているところの実行はございます。それはそれとして、ただ、そのものを今度こちらの方に借り換えるというような形での対応になるかと思っております。それで、借り換えの条件についても、残存のお金の部分が幾らあるかという部分があったんですが、拡大といいますが、それを行っておりますので、その範囲の中でやれるものと考えているところでございます。

それから家賃補助20%、これは家賃が発生しているところを何とかしようと。結局、仕事にならないよと、店は閉めてしまったと。ただ、閉めるといっても家賃もかかるよと。その間に生活費もかかるんだという部分の方がお困りだろうということで今回、50%以上の減少だけに限らず、やっぱり20%以上の減少のところにはやろうということで考えたものでございます。

それから、家賃は払わなくてもいいけども、私のところでは店を閉めたからお金が入ってこないよという部分があるかと思いますが、これにつきましては、まずは国の持続化給付金がございます。これは、まだ詳細が入ってないんですけども、今の計画で言えばフリーランスとか個人事業者については100万円、それから法人では200万円ということがありますので、この制度の状況を見極めながらやっていくものということで今考えているところでございます。

それから新規事業でございます。先ほどいい事例だなと思って聞いていました。タクシーのデリバリー、これは非常にいい事業だなと思っております。もしもこのデリバリーをやる際に、タクシーに新たに、例えば保冷剤のようなものを入れるようなものを行ったとか、そういったものであれば対象となるような形のシステムにしていきたいというように考えているところであります。以上です。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 市税の猶予の件でご説明をいたします。今回の猶予の措置につきましては、関係法令、地方税法の改正によって緩和されるという部分が大きな部分でございまして、対象につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納付期限が到来する市税という、ある意味限定された内容になっておりまして、市税の中で、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、そして法人市民税が対象となるというような予定となっております。これらについて、原則1年以内の期間において徴収を猶予するという形で今後進められるものであります。

当面こういった形で進めていくことになるわけですが、議員さんからのご指摘があったように、今後、コロナの関係が収束しないという場面も想定されるかもしれません。その時には、おそらく国の方でも一定の対策を講じていただけるのではないかと期待はしております。それに基づいて、市としても対応していきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 1番、小野優議員。

(小野優議員) 各種説明ありがとうございました。最後にちょっと先ほどの本会議で聞かなかったんですけども、かなり大きな、先ほどは衣川荘の話でしたが、これ以外にもどんどん市内の景気が、経済状況が悪化したことによって、やっぱりさらなる財政出動が求められる状況になるかと思われるんですが、今までは財政健全化ということでいろんな話をされていましたが、今のところの目標ですと財調の17億円を残すところということで、しかもその17億円というのは、災害等があった時に備えてというご説明を受けて参りました。まさにこのコロナの状況というのは、そういった災害に匹敵するものと思います。その状況が、いわゆる当初の予定よりも早く来てしまったっていうふうに私は捉えているんですが、そういう見方をした場合、17億円という目標を掲げておりますけども、それを早い段階で取り崩してしまうことになるのかなと思いますが、この辺、さらなる財政出動が今後考えられるというところを含めて聞いているわけですが、今後どのようにそういった財政的な見通しを考えていらっしゃるのかというところを聞かせいただければと思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 基本的にコロナの終息というのは、どういうふうなものをもって終息宣言ができるかって極めて難しいなど。ある知識者の話であると、確実に有効性のある対応のワクチンができた時点で終息宣言ができるのではないかという話がありました。ワクチンを作るときには最低でも1年以上の期間がかかるということになると、来年の4月、5月、6月とかに出回って、そして一応終息が見られるとなれば、これから2年かかるって話にもなるのかもしれませんが。

ですから、この部分については、感染拡大をどのようにとどめるのか、そして、このウイルスはウイルスとして、共存しながら経済活動を再開させていくっていうのがどういうふうなことなのかということ、これから真剣に考えていかなければならない。

今はファーストフェーズで、とにかく国内においての感染拡大をしないようにするというところが第一義。そして、そのすぐ後ろ側に経済対策ということになっているわけであります。

さて、ご質問の奥州市における財政においてどの程度の経済対策ができるかといえ、これは極めて限定的です。国の施策が実行になるまで、県の施策がそれに合わせて実行され、その隙間の部分について上乘せをしたり、横出しをしたりというふうな形のものにしかならないと思います。市独自に11万市民の何かっていってできるかといえ、大手の企業さんもあるわけですし、これは今11万ながいってのは、人としての市民ですね、法人市民のことも考えれば、その部分についてはどうなのかということになるとすると、国が打つ施策については少しやっぱり図体もでっかいです。時間差があるということからすれば、その隙間をつなぐような形で延長していくというようなことであります。ここで使い切って、来年からは福祉にお金が回らないってなったら駄目ですよ。教育にお金が回らないっていうわけにもいれない。その兼ね合いの中で、優先順位を見極めながら対応していくということでありますけど、基本的な考え方とすれば、国が打つ施策に対して実行したいと思うんだけど、そこまでの時間、タイムラグがあるというふうな部分の隙間をつなぐような形のものをこれからは考えていかなければならない。まずは、今は困っていると、何とか助けてくれるのかっていったところに対して、まずは市も頑張るってやりますよってって明るい光を差し込めるような形をしていくということになるだろうと。今日、本会議では、市の対応が余りにも遅いというふうに厳しくご指摘をいただきましたので、これからはさらにスピードを上げるべく努力をして参りたいと考えております。

(小野寺議長) 2番、及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番、及川です。子育て世帯の給付金についてお聞きしたいと思っておりますけども、いわゆる国の補助が十割ということであるんですけども、例えば、ひとり親世帯に対しては特別な何かしら市の方で考えているのかっていうのをお聞きしたいと思います。

あともう一つは、同じ子育て世帯でありますけども、例えば、お子さんが大学であったり専門学校に行っている場合について、一部大学においてはネット授業というんですかね、そういったものに規模を縮小しながら学費の免除っていうのも考えているようなんですけども。それらに該当しないようなお子さんについて、市では何かしら検討されてるかあれば、お聞きしたいと思います。以上、2点となります。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 今般のこの子育て世帯や臨時特別給付金につきましては、国の事業ということで、それを市町村がやっているというものでございます。これに上乘せして、ひとり親世帯に何かしらの給付とか学費の免除の部分につきましては、国・県の制度を見ながら必要な部分であれば検討していきたいと。今のところは、今検討していない状況でございます。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) まず、今回出されましたのは、定額給付金の件と今後の経済政策、経済支援を出しているわけですけども、先ほど議会でも申し上げましたけれども、感染に対する防止とか、蔓延に対する手当、様々ありますけども、こういうのはどこでどのように考えてらっしゃるのか、提案するのか。医療の問題から言っても、例えば感染症病棟を持っている水病の体制も非常に不十分だと思っておりますけれども、こういう問題についてはこの場では出ていませんの



で、どこかで議論するなり、予算の計上をすると思うんですが、これはどうなっているのか。全体の問題ですけども、この経済支援だけじゃ足りないと思いますので、その大まかな取組みの予定なり、これ予算的には考えていらっしゃるのか。これについてお伺いいたします。

それから、先ほどの定額給付金については、春樹議員も多少ひとり親世帯でプラス何かという話がありましたけれど、一関市では3万円さらにプラスしていますが、こういうプラスは一挙にやった方が、一関市の場合は1人介護世帯にも給付金プラス3万円を出していますが、こういうふうに具体的にちょうどいいと思っていますか、国が10出すわけですから、そういう補助に市が乗せるっていうのも一つだなと思います。

それから、先ほど家賃補助で、市の単独で20%から50%減額したところは5万円を3か月間補助すると。単費として実際の金額で出したのはこれだけだと思いますが、これは、大体予算的にどの程度の出費っていうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。それ以外は、国の制度とか県の補助を使っていますので、単費として出しているのはこれだけだと思うんですが、金額のを、何て言うんですか。おそらくこれから臨時会に出るんだと思いますけども。ただ、これだけではちょっと幾ら厳しくても、単費、これはいかにもちょっと不十分だと思いますけれども、とりあえずこの予算的に大体どの程度見ているかお伺いします。

それから雇用助成金。これはどのように考えていらっしゃるか。要するに、国で6割に対して1割、さらに10分の1が事業主負担であるんですけども、これは地域によっては市がそれを補うという話もありますし、国の方では10分の10出すんじゃないかという噂もありますが、これはどのように考えていますでしょうか。ちょっとこの辺も、お伺いしたいと思います。

したがって3つぐらいかな、ちょっとお伺いいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) まず感染症対策、蔓延した場合の対策ということのご質問だったと思います。いずれ感染症対策につきましては、今まで市民の方にいろいろ3密を避けるとか、手洗い、うがいそういった感染対策を行っていただきますようにということを大分周知して参りました。

今、医療機関の中で疲弊してきているというのは、このコロナの関係でそういった人が来たときに大変だという部分がありまして、その部分を発熱外来で担っていただければいいというのは、医師会、また胆江管内の医療機関の話でございます。ここの部分につきましては議場でもお話ししましたが、ここは早急に進めるという部分でございますし、あと、マスクや防護服とかそういった部分の資材が苦しいという部分がありますけれども、その部分についても、大分病院の方ではそういった資材が購入できるような体制になってきているという状況でございますので、その部分については医療局の方で対応していただいているのかなというふう感じております。

あとマスクについても、実は市としては災害時の部分ということで、ある程度その災害感染対策の部分でマスクはあるんですけども、大分ストックしている部分がないところが出てきましたので、その部分につきましては、6月補正の中でマスクの購入も考えていきたいというふう考えております。

蔓延対策という部分につきましては、先ほど言いましたように市町村独自に動くというものではなくて、やっぱり県全体で、例えば蔓延してきた場合には宿泊所とか、そういった部分を指定して軽症の方をそこに運んでいくとか、そういった部分がありますので、我々市町村としてはできるところ、例えば消毒の保管、家庭で感染者が出た場合に家に行って消毒する、保健所からの協力要請によって消毒するというような体制を今とっておりますし、そういった部分で市としてやっているという状況でございます。

あと、ひとり親の3万円につきましては今検討してございませんので、今後の課題とさせていただきます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 私の方から家賃補助と雇用助成金についてお話をさせていただきます。

まず家賃補助の総額というお話でしたが、また詳しい精査はしておりませんが、この家賃補

助は県の補助制度を活用してというものでございますので、県の方では奥州市にどのぐらいの家賃補助をする予定ですかというお話をさせていただきました。そうすると、6,500万円ぐらいの試算でいると。ですから、予算的には1億3,000万円ほどの予算と、市の方では6,500万円を出すということでございます。

それに加えて、これは50%以上の減少という部分でございますので、他に20%から50%未満の方々に対して市はどのくらいって話なんですけども、私どもは、これに加えて1,000万円ほどかなという大体の目安として考えています。まだ精査していませんので、補正予算の段階でまた変わるかもしれませんけども、概ねそのぐらいの予算はかかると、合わせて7,500万円ぐらいかかるんじゃないかと。市の方でお金を出さなきゃいけないんじゃないかというぐらいのことを考えているところでございます。

それから、雇用助成金につきましては、実はこれはほんの2、3日前までは、これまた国の制度として10分の9については国が行うけども、残り10%は事業主が負担してくださいという考え方でありました。それを受けて岩手県の方では、残り10%の部分については、県が半分、それから市が半分それぞれ出して、事業者の負担を無くそうじゃないかというような制度設計で考えていたところでございます。市もこれに同意して同じような形でやろうということで提案するつもりでありましたが、10分の10を国でやるべきじゃないかというお話が出てきたものですから、今回、全部国でやるのであれば、この部分については今回のご提案の中には入っていないというものでございますが、事業者の方々には国の制度としてそちらの恩恵はあるというふうに考えているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 及川佐議員。

(及川佐議員) まず、感染防止とか蔓延防止に関しては、細かい話はあまり言いませんけれども、言えばマスクだけいる、アルコールもあるし、そりゃサーモグラフィーもあるし、検温の問題もあるし、いろいろあるんですけども、そういうことじゃなくて、これはトータルでどのようなプランがあるんですかということなんです。どこで議論するんですか。今回提案されていませんでしょということをお聞きした。だからマスクが、例えば花巻は10万枚さらにプラスで買って子供たち配布しているんです。そういうことは今日聞く気がなくて、前半の臨時会でもあったようなことで、この問題はこの問題として別にあるんですよ、経済対策だけじゃないんですよ。要するにやらなきゃいかんことは、という意味で、どこでやるんですかと聞いたかったんで、個別にマスクがどうだこうだと言う気は、やるんだったらやってもいいですけども、いや喧嘩じゃないですけども、そういうこと細かい話よりも、全体像としてどこで出すんですかと。ここで出さないならば、どっかで出さなきゃ、非常に抜け落ちるんじゃないですかってことを言いたかったんで、それに関してはちょっと、今言った個別の問題でどうのこうのという、ただしそれと、医療機関である感染症病棟を持っている水病に関しては、これはまた病院の機能として我々も前お話したように、4床が公式にあるはずなんですけど、実際には3床しかないとかね。様々な問題は、これは個別にあるんです。これはまた、それとは別に立てる必要があるんで、トータルとしては感染症の防止の問題、蔓延防止それから医療としてどうするかってことで、これは大きな二つとして立てないといかんと思っていますから、これはどっかで全体像を明らかにしていただきたい。

それから定額給付金にプラスひとり親とか介護世帯の問題は、今後検討だということですから、それはそれで結構ですし、家賃補助もこれは市としてかなり費用をつけてやるということで、これもこれから様子を見ることにいたします。それから雇用助成費の補助も、今1人10割近く渡すんじゃないかと、こういう話ですから、これも様子見の一つでしょう。

ただ、他の市町村、近辺の市町村がすでにその残りの1割ですかね、事業者負担分は市から出しますよという議会の決議をしているところも多いんですよ。というのは、国の対策も待ってたんじゃ遅いということなんです。緊急であるから、やはり市町村で持ち出しがもしかするとあるかもしれない。ただし、国がやればやらなくていいかもしれない。だけど市の必要としては、市費を使っても事業者負担はしませんよということが、それが意味あるわけで、様子見てその後で国が出すかもしれないから待ちましょうというのは、それはいかにも緊急じゃな

いわけですよ。緊急に値しないいわけですよ。だから、財政的に困ったとしても、先に覚悟が決めおかなきゃいかんはずなんですよ。その助成金の1割負担もね。そういうことなので、物事遅いと思います。財政の問題、そうなったらどうかはわかりませんが、やはりそういうことを覚悟してやることによって、初めて後で国が出す、県が出す。それで何とかなると、こういうことになるわけですから、そういう意味では、医療の問題も、蔓延防止の問題もあらかじめ覚悟を決めてプランとして出すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。これは市長か。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) いずれ本会議場でも話をいたしました、全くその通りだと思います。一生懸命努力いたします。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 19番、阿部加代子です。定額給付金の件について何点かお伺いをします。まず、外国籍の方で住民基本台帳に載っている方が出るといってございませけれども、外国語での対応はなさるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それからDV被害者の点でしたけれども、4月30日までに申請を出さないと受け取れないということになっているみたいなんですけれども、奥州市にDV被害者がいるとかいないとかちょっと言いにくいんだと思いますけれども、もしそういう方がいた場合、この通知っていいですか、お知らせの方法は、大変難しいと思います。支援団体とか、そういうところで行っているのかなっていうふうに思いますけれども。ただ4月30日というのはもうすぐなんですよ。それを奥州市にいるかどうかというのは言えないし、何とも言えないところではあると思うんですけども、しかし、しっかり何らかの方法で、DV被害者で住所を世帯主と別にされている方につきまして、しっかり受け取っていただけるような方法で取り組んでいただければいいと思いますし、4月30日を過ぎても受付が可能ですよというふうにも言われておりますが、確認をしたいというふうに思います。

それから、今回の特別給付金に伴いまして詐欺被害が大変心配されておりますけれども、そういう詐欺被害に対する何か対策と申しますか、注意喚起と申しますか、それらの対策についてお伺いをしたいというふうに思います。

あと、先ほど他の議員さんからも出ていましたけれども、子育て世代で児童手当に上乘せされるっていうのは国の政策なんですけれども、そのひとり親に対してどうするかというのは今後検討だということですけども、例えば、大学生とか専門学生をお持ちの世帯。例えば、アルバイトができなくて大変厳しいというような声も出ておりますし、学費も心配、また家賃も心配、生活費も心配というようなことがあるみたいですけども、そういう学生の方々、例えばお家を離れて下宿されている方とかいらっしゃるわけですけども、そういう方にある市ではお米を送ったり、何かそういう支援を起こされているところもあるようですけれども、まずそれらが奥州市でできるのかと。都会に行っていて戻って来ないでねって、こっちは、岩手には帰って来ないでねって、奥州市には来ないでねって言っているわけなんですけれども、そのところで、1人で頑張っている学生の皆さんに対して、何らかの支援も必要ではないかというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) 何点か質問をいただいております。まず、今回受給の対象になる外国人登録の方々への外国語等での対応という部分でございますが、基本的に申請書の関係でそういう多言語対応にするしないの部分については、まだちょっと検討はできておりませんが、今回こういう対象範囲ということもございませるので、国際交流協会等含めてその辺少し対応を協議させていきたいなというふうに考えております。その辺、国の方の示す今回の申請書様式の雛形等も来ているわけでございますけれども、それらの部分について外国語対応になっている部分があるかどうかも含めてちょっとこれから確認ということになります、いずれ、そういう対象の方々結構いらっしゃるという部分を前提にすれば、その辺のわかる関係機関等と少しその辺は連絡をとりながら、そういうの方々への対応、どういう部分に配慮が必要かも含めて少し相



談をしながら進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

あと詐欺被害の関係につきましては、国の方で当初この制度のアナウンスあった時点で、こういう種類の詐欺に注意ということでホームページ等にも載ってございまして、市の方のホームページの方にもそれらを参考とした内容で、一応詐欺被害に注意という注意喚起の部分についてはお知らせをさせていただいてきたところでございます。ただ、これから実際に申請書を発送して、いろいろ受給に向けて一気に事務が加速する状況の中で、そういう被害、或いは不審な電話等が出てくる可能性はあるのかなというふうに思っておりますので、申請の際、或いは受給の際含めて、どういう形で受給権者の方々にそういう被害に遭わないようにという部分の周知できるチラシの同封なり、或いはそれらマスコミを利用してのリリースであったり、ちょっとその辺は少し工夫をしながら考えていきたいというふうに思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) DV被害者への給付の関係ですが、給付振込みまでに対応できるということになってございまして、これについては国からも通知が来ていまして、プレミアム商品券の時と同様に支給日までにそういった申請があれば対応ができるという状況です。市内にも確かにおりますので、そういった部分については丁寧に対応していきたいというふうに思います。

あとアルバイトの子供さんへの子育て世帯への部分ということにつきましては、その人の分の10万円というのは、もちろんそちらで給付が受けられるということになりますが、このほか子育て世代の部分ということについては、ちょっと今のところ市としては検討してないという状況です。

(小野寺議長) ここで午後3時25分まで休憩します。

再開いたします。先ほどの答弁で訂正があるようでございます。菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) 先ほど中小企業融資の無利子化の部分の答弁の内容で誤りがありましたので訂正させていただきます。

先ほど借り換えという話をしましたが、借り換えではなくて、現在借りているものはそのままにして、今回のコロナで影響があった場合、5%以上の減があった場合には、追加融資という形での融資が行われるということでございました。失礼いたしました。

(小野寺議長) 他にございませんか。16番、飯坂一也議員。

(飯坂一也議員) 経済施策について質問いたします。奥州商工会議所、前沢商工会、岩手ふるさと農協などから要望等が出されていると思います。そして、業種によってこれまでの国の制度、今出された制度、様々組み合わせても何とも非常に厳しいと。例えば、畜産農家一つの例を言いますと、畜産農家さんなどは今、本当に厳しい状況にあるわけなんです。こういった、今まだ行き届かないようなことについては、これから第二弾、第三弾、こういったところから出されてくるものかどうかわからないのかどうか。要望を出されていること等について検討がなされているものなのかどうか、その点について伺います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) いずれ最近まで、県は一生懸命拡大防止ということに対して力を注いでいたようでもありますけれども、ここに来て経済対策も一定の部分で打つようになった。そもそも国が47都道府県に向けて非常事態宣言を発令したわけですね。ですから今、飯坂議員のご質問というのは、奥州市において今後第2フェーズ、第3フェーズ、第二、第三弾の部分の経済対策等々は考えているのかということのご質問だったと受け取っていいわけですね。

だとすれば、私とすれば住んでいる地域で、各自治体の財政状況も確かにあるわけでありまして、住んでいる地域でいっぱいもらうところともらえなかったところ、或いは十分なサービスがあったところと不足するサービスが提供できなかったところ、本来はあるべきではないわけですね。

でも、残念ながらそういうふうな部分も出てくるとすれば、基本的には国が最終的にちゃんと面倒見る。そこの繋ぎの部分、何とか自治体が頑張ってくれというふうなスタイルになっていかないと。船頭多くして船山に上るということわざがあります。今回はみんなで、ああでもないこうでもないと言って、右左がいいって言っている状態じゃないんですよ。やっぱ

りここは、一国の総理がしっかりとグリップして、こうある。そのために、県も、自治体も協力して欲しい、というリーダーシップを示していただかないと、結果的に腕組みしてね、これから何とかしてくれるだろうと思いつつも何もしないから仕方なく行政が動く、基礎自治体が動いていうみんなバラバラなことをしたら、これは国としての形態が整わないのではないかなっていうふうに私は思うんですよ。

ですから、私どもは県の市長会として岩手県に話をします。東北の市長会もあれば東北としての意見もまとめる。そして全国市長会もあるというふうな部分として、やはりこの部分はいついつまで、或いはできるだけ早く対策って欲しいと。それまでの繋ぎは我々が基礎自治体の部分として対応するからというような形で全体を通して見ていただかないと、私はね、緊急事態宣言ですよ、全国に向けての。もうこれ戦争状態だと。この分のところもう少し我々は強く認識をして、連携する市長会或いは連携する様々な方々に強く発信をして対応していきたいというふうに思うところであります。

市だけでやる分については、できないわけではないですけども、限界があります。持続性がないのです。ですから、そういうふうな意味においては、みんなで国に向けてしっかりとしたリーダーシップを、政治が今こそ中心になってやってくれという状況を、国民に向け強いリーダーシップを発揮していただくよう国民の一人として或いは首長の一人として強く県と国に訴えていきたいと、このように思います。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男です。今朝の新聞に、コロナ臨時交付金、政府は総額1兆円の交付金を地方に配分する。地方創生臨時交付金を出すと報道がされていました。これ、本市としてはどのように受け取って、どういう手続を考えているのか。今、様々経済対策を当局では考えていただいていると。ただ、財源的にはなかなか厳しいということですが、この1兆円が奥州市にすれば何千万円なのか何億円なのかわかりませんが、この辺、どういう情報を入手して、対応しようとしているのかお伺いをいたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 1兆円の話でございます。これは、政府が創設をするというふうに言っておりまして、自治体支援のための臨時交付金だということでございますが、現状で配分方法の具体的な情報についてはまだ発表されておりません。ただ、聞き伝えてございますが、人口などの基礎データに加えて、新型コロナの感染者数や医療体制の逼迫度合い、財政力などで配分というふう聞いておりますので、これは1兆円を人口なりで単純に割ると幾らとわかるんですけども。こういった要素がありますので、これを念頭に、これを当てにして制度を構築するのは非常に危険だというふうな認識はしております。以上でございます。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 報道によりますと、来月に自治体を使い道の計画を作り、交付の可否を決めるという表現になっておりますが、そうすると、今の答弁ですと皆さんがざわめく通り、岩手県なり奥州市は交付金はゼロだと、まるっきり当てにならないという理解になるのですか。それとも、何らかの期待をしながら、今、経済対策を考えている財源の一部として計画づくりをしているのかどうか、その点お伺いいたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 患者数がないイコールゼロじゃないかというふうな話もありましたけど、ただ、さっき市長が申しました通り、緊急宣言を受けて全国で患者数がなくてもいるんな対応を行っているわけでございます。なので、全くゼロというのは考えにくいというふうな考えもございしますが、ただし、今お話ししました通り、具体的に何億円、何千万円来るという情報は、ちょっと今のところでは整理しきれてないということでございます。ただ、それを財源等にできれば非常にありがたいというふうには考えております。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) もう一度、県なのか国なのか分かりませんが、ちょっとこの臨時交付金の部分について確認をしていただいて、6月ということですから日にちはないわけですね。当然、

計画を策定するには時間がないので、ぜひ交付金の対象となる内容、そして時期について確認の上、可能な場合は速やかに計画書を提出されるようお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 議員おっしゃる通り、事業の内容或いは交付時期等速やかに国、県等の情報をキャッチして、適正な市の経済、生活支援に資するような事業を具体的にそこに載せて、それを交付していただくように努力して参りたいと思っております。

(小野寺議長) 25番、今野裕文議員。

(今野裕文議員) 前にも言っているんですけど、よくわからないのでお尋ねしますが、雇用調整助成金も執行されるまで3か月かかりますよね。計画を出して、実際に休んだ方の給与を計算して、初めて申請できると、そういうテンポになります。調べて回答いただける筈でしたが、まだ回答いただいておりますけど。

それから、私が思いますのは生活資金10万円、最大20万円。21日の時点で46人借りていると思うんですが、いずれそういう状況をきちんと押さえて欲しいということ。

それから、生活資金10万円を借りて、早い人はもう3月中に申請していますんで、今度10万円入るのが5月中頃と、こういうことになると生活に行き詰まる人が出てくることになってくると思うんです。その時に、前ですとそれぞれ総合支所も結構職員がいて、どこが大変だということが大体頭に入っていたと思うんですが、そういう状況が今、見てとれる状況ではないんじゃないかと思っておりますので、困ったときに駆け込む、どこに行けばいいのかをちゃんとアナウンスして、来られるっていう状況を作って欲しいんです。

お祭りがみんな駄目になっているので、露天商の皆さんとかほとんど全く無収入で今いるわけですので、そういう話をきちんと今、職員を増やしていけるっていったってどうにもならないですから。そういう手だてを、支援として責任もって取って欲しいと。社会福祉協議会に行ってくださいではなくて、そういう手だてをとって欲しいと、わかるようにとって欲しいというふうに思います。

私がインターネットを見てもね、さっぱりわからないんですよ、あのインターネットのね、あんまり評判が良くないから私だけじゃないと思うんですけど。困ったときにどこに行けばいいのかっていうのがわかるようなアナウンスをぜひ考えて欲しいということをお願いしたいと思うんですが、回答いただきたい。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 今野議員おっしゃる通りだと思います。どこに行けばいいかっていう、誰が聞いてもわかりやすく、役所のどこどこに行けばいいのか、どこに行けば教えてくれるんだと。それもジャンルに関わらずとりあえずそこに行けば、何とかまず第一歩を踏み出せるという場所があるなど、まず行ってみるということを、本人が行かなくても困っている人に教えてあげられると。行って見たけど確かに助かったと。駄目かと思ったけど、実はこういうふうなところからお金を借りられたというようなことがあるらしいということが確実化されれば、不安は大きな部分で払拭されるのだと。だからそのことを今、奥州市は頑張れというふうにご指摘、ご指導いただいたというふうに理解をいたしました。

対応がどういうふうな形になるか、いずれ今おっしゃられるような形に近い、或いはそのようなものになるよう最大限努力して、総合窓口、そこで受けて、その場で解決できなくても確実にその方に解決策をできるだけ早くお知らせできるような様々な手だてを考え、対応すべく最大限の努力をいたしたいと思います。ご指導ありがとうございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

それでは、(1)の説明事項は、以上とさせていただきます。

4 その他 (略)

5 閉会 (略)



## 特別定額給付金（10万円）事業及び経済支援の実施について

### ○新型コロナウイルス感染症に係る生活支援について（特別定額給付金等）

#### 1 事業の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

#### 2 事業の実施主体と経費負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率 10/10）

#### 3 給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

#### 4 給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

#### 5 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

##### (1) 郵送申請方式

- ・市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

##### (2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

## 6 受付及び給付開始日

- ・市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すものとする）
- ・「(1)郵送申請方式」「(2)オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

### ■奥州市の受付及び給付開始について

#### 【受付開始日】

- (1) 郵送申請方式－申請書発送、受付開始 令和2年5月中旬
- (2) オンライン申請方式－受付開始 令和2年5月1日（金）

#### 【給付開始時期】

- (1) 郵送申請方式
  - (2) オンライン申請方式
- } 令和2年5月中旬

## 7 実施体制

特別定額給付金は、市民生活を支える施策という観点から所管を福祉部とする。

### 【参考】

奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部 組織図（◎は総括）



## 8 予算

- ・事務費【歳入】特別定額給付金（仮称）給付事務費補助金 50,000 千円
- 【歳出】特別定額給付金（仮称）給付事務費 50,000 千円
- ※主な歳出内訳：システム改修委託料、郵送料、印刷製本費、封筒代ほか
  
- ・事業費【歳入】特別定額給付金（仮称）給付事業費補助金 11,536,900 千円
- 【歳出】特別定額給付金（仮称）給付事業費 11,536,900 千円
- ※歳出内訳：100 千円 × 115,369 人（令和2年4月1日付人口）

### 【参考】

#### ■生活困窮者自立支援事業のうち住居確保給付金について補正を予定

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令が4月20日より施行され、生活困窮者住居確保給付金の支給対象が拡大されたことに伴う対応

#### ◆予算額

住居確保給付金 408 千円

#### ◆補正予算要求額

住居確保給付金 1,188 千円

※31 千円（単身世帯）× 3 ヶ月 × 8 件

※37 千円（二世帯）× 3 ヶ月 × 4 件

## 9 主なスケジュール

- ・ 4月27日（月）基準日 当日時点での給付対象者抽出
- ・ 5月 1日（金）オンライン申請受付開始
- ・ 5月 1日（金）特別定額給付金に係る執務室設置（本庁 201 会議室）
- ・ 5月上旬 システム改修、完成
- ・ 5月中旬 郵送申請書発送、郵送申請受付開始
- ・ 5月中旬 1回目給付金振り込み。以後、週2回（火、金）の振り込みを実施。
- ・ 8月中旬 受付期限



### 【参考】子育て世帯への臨時特別給付金について

前述の事業に併せ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

### ○令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業概要

#### (1) 実施主体と経費負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費については、国が補助（補助率 10/10）

#### (2) 支給対象者及び対象児童

- ・令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者
- ※（基準日）令和2年3月31日までに生まれた児童（中学生まで）が対象

#### (3) 給付額 対象児童一人につき1万円

#### (4) 支給方法 ※原則、改めての申請を要しない。

給付金の案内チラシ・希望しない場合の申出書を支給対象者に送付し、「支給を希望しない」場合のみ、申出書を返送してもらう。

なお、公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市区町村に申請をする。

#### (5) 支給開始時期

次の児童手当の支給（定例分）が6月であることを踏まえ、定例支払後の7月に支払い。

公務員については、申請が必要となることから、7月以降、随時支払う。

#### (6) 実施体制

臨時特別給付金も、市民生活を支える施策であるが、児童手当に上乗せして支給するという観点から所管を健康こども部とする。

#### (7) 予算

- ・事業費【歳入】子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 132,220 千円
- 【歳出】子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 132,220 千円
- ※歳出内訳：10千円×13,222人（令和2年3月31日）
  
- ・事務費【歳入】子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 4,051 千円
- 【歳出】子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 4,051 千円
- ※主な歳出内訳：システム改修委託料、郵送料、封筒代ほか

## 新型コロナウイルス感染症に係る経済支援について

### 1. 事業の目的

緊急経済対策を行い、新型コロナウイルス感染症の影響で経営に苦しんでいる地元事業者を支援する。

すでに、国や県、各種団体が新型コロナウイルス感染症に関して多くの施策を打ち出していることに鑑み、市は、これらの制度を生かしながら、それを補完する施策を講じる。また、国県市等の施策を有効に活用いただくため、制度活用に資する相談体制を整備する。

なお、当座の施策も重要であるが、事態が長期化する恐れもあることから「第二弾」「第三弾」も視野に入れなければならない。それを踏まえて「第一弾」は、現在真に支援を必要とする中小の事業者に的を絞った施策を推進する。

### 2. 市の経営支援制度

- ① **中小企業融資の無利子化**：最大3年間の利子及び保証料の全額補給（早ければ申請から4、5日で融資実行可能＝4/28～）
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小企業等が、奥州市中小企業融資あっせん制度による新規融資を受ける際に利子補給率を引き上げ、実質無利子で融資を行う。併せて信用保証料を補給する。
- ② **地域企業経営継続支援事業費補助（家賃補助）**：(1)売上が50%減少した事業者を対象として市が家賃の半額を補助。上限は月10万円×3カ月（県の補助制度を活用）  
(2)売上が20～50%減少した事業者を対象として市が家賃の半額を補助。上限は月5万円×3カ月（市単独事業）
- ③ **書類作成委託料の助成**：事業者の制度利用に係る申請を支援するため、社労士、行政書士等に書類作成などを委託する費用を助成（実態を精査し具体化を検討）
- ④ **緊急経営支援相談員の配置**：「商工業者向け 新型コロナウイルス相談窓口」の体制強化（商工観光部にて相談体制を強化。「緊急経営支援相談員」を配置）
- ⑤ **新規事業進出支援補助**：新型コロナウイルス感染症の影響で事業改革（ネット販売、移動販売…など）を行う事業者の関係経費の1/2補助。限度額500千円
- ⑥ **市税の徴収猶予**：事業収入や給与に相当な減少があった納税者または特別徴収義務者の納期限を1年延長。固定資産税、法人市民税等
- ⑦ **水道料金等の支払い猶予**：収入減少等により支払いが困難な方の支払い期限を延長（9月末まで）
- ⑧ **飲食店応援活動の推進**：奥州商工会議所の「#奥州エール飯」等に応じた飲食店応援活動。市庁舎に販売ブースを設置し、市職員等による購買促進活動を推進

### 3. 予算、スケジュールなど

- ・ 4月28日から中小企業融資の無利子化を開始
- ・ そのほかの事業詳細及び予算については、ゴールデンウィーク明けをめどに精査
- ・ 国や県の施策が日々更新されている状況。市においても上記にとらわれず柔軟に対処する方針